

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第4節 水環境の保全】

第4節 水環境の保全

第1 水質汚濁の防止

1 環境基準類型指定・見直しの推進

(1) 環境基準類型あてはめ

前年度水質の調査を行った宮川水系大内山川について、流域の背景調査、将来水質の予測を行い、環境基準の類型のあてはめを県環境審議会に諮問します。

2 工場・事業場対策の推進

(1) 工場・事業場に対する規制・指導

県下の規制対象事業場の排水監視及び処理施設の維持管理指導等を実施し、公共用水域への水質汚濁の軽減を図ります。

(2) 畜産経営に起因する水質汚濁の防止

水質汚濁防止について、平成11年度に引き続き浄化処理機能調査を実施し、浄化処理機能維持技術等についての濃密な指導とともに、素掘処理、野積処理についての改善指導を行います。

3 生活排水対策の推進

(1) 生活排水処理施設の整備推進

三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）の確実な達成を図るために、県と市町村が連携を図り、地域の実情に最も適した事業の推進を図ります。

(2) 合併処理浄化槽の設置促進

ア 合併処理浄化槽の設置促進

52市町村を対象に3,241基の整備に対する補助を行います。

イ 特定地域生活排水処理施設の整備促進

市町村が生活排水対策の一環として実施する事業で、地域特性を勘案し、住民の浄化槽を市町村自ら設置し、維持管理をする特色をもっています。

国における本事業の補助採択案件は、過疎・生活排水重点地域等で汚濁負荷が高いところとなっており、本県では飯南町・飯高町・宮川村で採択しています。

また、県補助の採択要件として高度処理型機能についても義務付けをし、地方債の元利償還金の支払いに要する経費に対し補助を行ってい

ます。

ウ 高度処理型合併処理浄化槽の設置促進

生活排水対策重点地域や宮川ルネッサンス流域市町村の水環境の保全を図るため、窒素・磷の除去能力に優れた高度処理型合併処理浄化槽の整備に対する補助を行います。

エ 同和地区合併処理浄化槽に係る水洗化の促進

合併処理浄化槽の普及促進を図るため、市町村が同和地区における合併処理浄化槽の設置者に対し、宅内配管工事等に要する経費を補助する場合、市町村の補助金の1／2（上限25万円）の補助を行います。

(3) 生活排水総合対策の推進

伊賀地域を生活排水対策重点地域に指定し、下流府県と連携した生活排水対策を進めるため、関係市町村等と調整を行います。

(4) 浄化槽の適切な維持管理

浄化槽排水による公共用水域の保全を図るため、平成11年度に引き続き、無管理浄化槽の指導、浄化槽関係業界の育成を行います。

また、指定機関が行う浄化槽法に基づく水質検査の受検率の向上を図るため、県、市町村及び浄化槽関係業界で組織する「浄化槽法定検査向上検討会」において検討を行います。

4 有害化学物質対策の推進

(1) ダイオキシン類調査

ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく常時監視として、県下30河川38地点、4海域13地点及び地下水90地点で水質、底質、水生生物の調査を実施します。

また、過去環境基準を超過した岩田川、金剛川の詳細調査を実施します。

さらに、これらの調査結果を公表します。

(2) 環境ホルモン調査

水環境における環境ホルモンの実態把握調査を実施するとともに、過去の調査で検出された物質等を選定し、重点項目調査を実施します。

また、これらの調査結果を公表します。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第4節 水環境の保全】

(3) ゴルフ場の維持管理指導

平成11年度に引き続き、ゴルフ場から報告される維持管理状況等を取りまとめるとともに、新設されたゴルフ場に対し、調査・点検パトロールを実施します。

(4) ゴルフ場排水の監視・指導

平成11年度に引き続き、新設されたゴルフ場からの排水中の農業分析を行います。

(5) ゴルフ場における農薬の適正使用

ゴルフ場等における農薬の適正使用を推進し、農薬管理責任者等の資質向上を図るため、平成11年度に引き続き、研修会を開催するとともに、ゴルフ場における農薬適正使用を推進するため、ゴルフ場のパトロールを実施します。

5 閉鎖性水域の水質汚濁防止対策の推進

(1) 伊勢湾における環境保全の推進

ア 伊勢湾総量規制の推進

伊勢湾総量規制が適用される指定地域内事業場等の削減指導、発生負荷量管理等調査、広域総合水質調査を行います。

イ 第五次総量削減計画の策定

伊勢湾に流入する汚濁負荷量の削減を図るために、化学的酸素要求量（C O D）を指定項目としてこれまで四次にわたり総量規制を実施してきました。第五次総量規制については、環境庁は、C O Dに加え、窒素・磷を指定項目とすることとしました。

このため、平成12年度以降も汚濁負荷量の計画的削減を図る必要があるので、国第五次伊勢湾C O D及び全窒素、全磷削減基本方針を受け、第五次総量削減計画を策定するとともに、C O Dに係る総量規制基準の改訂及び全窒素、全磷に係る総量規制基準の策定を三県が連携して行います。

ウ 伊勢湾総合対策協議会による取組

伊勢湾総合対策協議会において、伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針の策定・公表を行うとともに、同協議会の環境問題研究会において、環境問題についての研修、情報交換、調査研究成果の発表等を行います。

また、伊勢湾地域の広域的な取り組みに、住

民など多様な主体の参加を促すため、シンポジウムの開催など、伊勢湾地域の様々な課題に対する住民の意識の高揚と理解の深化を図る啓発を行うとともに、施策の展開や啓発などの基礎資料となる伊勢湾データ集（仮称）を発行します。

(2) 閉鎖性水域における富栄養化対策の推進

ア 伊勢湾富栄養化防止対策

工場・事業場に対し、水質管理目標値による削減指導を行うほか、富栄養化防止の啓発に努めます。

(3) 漁場保全対策の推進

ア 漁業公害調査

平成11年度に引き続き、水質調査、藻場調査、底質・ベントス調査を実施し、漁場環境の変動の把握に努めます。

イ 海面養殖業高度化の推進

真珠養殖漁場の密殖状況を改善するため、良施術貝のみを養殖できるよう、真珠貝のX線T V鑑別装置の導入を促進します。

ウ 魚類養殖場環境保全調査

魚類養殖場を持続的に利用するための環境管理指標として、底質の硫化物量を想定し、限界値を設定するための調査を実施します。

エ 大規模漁場保全事業（浚渫）

英虞湾の志摩和具地域の浚渫事業に引き続き平成12年度から、波切・立神地区において、事業を実施します。

オ 沿岸漁場の整備（底質改良剤散布）

平成11年度に引き続き、英虞湾、五ヶ所湾などにおいて実施される底質改良剤散布に対して助成します。

(4) 下水道整備における高度処理の導入

遅れている下水道の整備・普及を図りつつ、下水処理施設の高度処理化を進めています。

6 流域別の総合的な河川水質保全対策の推進

(1) 土砂管理について

土砂管理計画（案）を策定するのに必要となる管理地点及び管理項目等の検討を行います。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築 【第4節 水環境の保全】

(2) 宮川ダム湖への選択取水設備の設置検討
宮川ダムへの選択取水設備の設置をはかるため、平成11年度までに解析された水温・濁水データ、基本事項の検討をもとに、平成13年度工事着手にむけ詳細設計を行います。

(3) 宮川支流への環境基準類型あてはめ
延長10km以上の主要な宮川支流を対象に、環境基準の類型指定を順次行います。平成12年度は、藤川について、水質、汚濁発生源、将来水質の予測、流域の開発計画等の調査を実施します。

(4) 河川環境管理基本計画の策定
平成11年度～12年度にかけ松阪建設部管内、伊勢建設部管内及び久居建設部管内の一部の2級水系について計画を策定します。

(2) 漁場環境の改善
沿岸漁場の改善を図るため、平成12年度から波切・立神地区において、大規模漁場保全事業による浚渫を実施します。

3 河川流量の確保対策の推進

(1) ダムによる河川流水の維持
既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流量確保に有効なダム建設工事及び調査を進めます。

第2 净化機能の確保

1 雨水貯留・浸透機能の維持向上

(1) 水源地域の森林整備
「緑のダム」と呼ばれる森林の水源かん養機能をさらに向上させるため、平成11年度に引き続き総合的に森林整備を実施します。

特に宮川流域において、宮川流域ルネッサンス事業の一環として、宮川流域総合森林整備計画を策定し、また、三瀬谷ダム上流域の水源地森林の整備を図り、水源かん養機能や山地災害防止機能の維持・増進を図ります。

2 河川・海域等の浄化対策の整備促進

(1) 直接浄化施設の整備状況
平成11年度に引き続き、施設整備に対する県費助成を行います。

水路等の直接浄化施設の整備予定

年 度	重点地域名	施 設 設 置 場 所	事 業 内 容
H12	勢田川流域	・伊勢市小木町地内 船倉幹線排水路	直接浄化施設設置、周辺整備